

知的財産に関する Q&A 集

【知的財産権一般】

- [Q1 知的財産とは何ですか。](#)
- [Q2 知的財産権には、どのようなものがありますか。](#)
- [Q3 大学における知的財産としてはどのようなものが考えられますか。](#)
- [Q4 大学名も知的財産として保護されるのですか。](#)
- [Q5 知的財産はすべて大学に届け出なければならないのでしょうか。](#)

【特許権について】

- [Q6 発明とはどのようなものをいうのですか。](#)
- [Q7 特許権とはどのような権利ですか。](#)
- [Q8 特許を受けるためには、どのような要件が必要ですか。](#)
- [Q9 特許取得までの経緯はどのようなものですか。](#)
- [Q10 出願前に学会等で発表した場合、問題が生じますか。](#)
- [Q11 発明者とは、誰を指しますか。](#)
- [Q12 大学の研究による発明では、誰が発明者となるのですか。](#)
- [Q13 職務発明とは何ですか。](#)
- [Q14 なぜ発明規定が必要なのでしょうか。](#)
- [Q15 職務発明の対象となる研究とは何でしょうか。](#)
- [Q16 権利の帰属が大学となると発明者は損をしませんか。](#)
- [Q17 大学における教職員の発明の対価はどう決まるのですか。](#)
- [Q18 特許権収入はどのように配分されますか。](#)
- [Q19 大学を卒業したり退職した後も権利は保障されますか。](#)
- [Q20 大学に届けずに権利化となった特許はどうすればいいですか。](#)
- [Q21 共同研究・委託（受託）研究から生まれた発明の扱いはどのようになるのですか。](#)
- [Q22 不実施補償とは何ですか。](#)
- [Q23 不実施補償がないと企業との契約ができないのですか。](#)
- [Q24 奨学寄附金による研究から生まれた発明の扱いはどのようになるのですか。](#)
- [Q25 特許相談は研究のどの段階で行うのですか。](#)
- [Q26 先行特許はどのように調べればよいのですか。](#)
- [Q27 大学での試験、研究では、他人の特許を無断で使用できるのですか。](#)
- [Q28 他大学に移籍したり定年退職又は卒業（修了）して等で大学から発明者が出て行く場合、発明に関連してどのような手続きが必要ですか。](#)

【その他の知的財産について】

- [Q29 「意匠」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。](#)
- [Q30 「商標」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。](#)
- [Q31 「営業秘密」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。](#)
- [Q32 著作権とはどのような権利ですか。](#)
- [Q33 著作権が制限されるのは、どのような場合ですか。](#)
- [Q34 図書館、コンビニに設置されている文献複写機で著作権者に無断でコピーすることができますか。](#)

[Q35 他人の著作権を引用する場合に留意すべき点は何ですか。](#)

[Q36 著作者人格権とはどのような権利ですか。](#)

[Q37 職務著作とは何ですか。](#)

【出願の手続き、企業との共同研究等について】

[Q38 出願にはどのくらいの費用がかかりますか、それは自己負担ですか。](#)

[Q39 外国出願の方法について、教えてください。科学技術振興機構（JST）の支援があると聞きましたが、どのような内容ですか。](#)

[Q40 企業との共同研究に学生を参加させる際の学生の処遇（学生との契約等）はどうすればよいでしょうか。](#)

【学生との関係等について】

[Q41 大学は学生の発明等を当然に承継できるのですか。](#)

[Q42 大学教員と学生との共同発明の場合、学生の権利はどうしたらよいですか。](#)

[Q43 研究室での秘密情報の管理には、どのような注意が必要ですか。](#)

[Q44 産学連携を行っている教員、学生、ポスドクなどがうっかりと技術情報を漏らしてしまった場合、大学はどの程度の責任を取るべきですか。](#)

【知的財産権一般についての Q&A】

[Q1 知的財産とは何ですか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 発明、考案、意匠、商標、著作物、植物品種、回路配置など、人の創作活動によって生み出され、産業活動を行うことにより価値を生み出すものとなるものです。尚、営業標識である商号も、知的財産に含まれます。

[Q2 知的財産権には、どのようなものがありますか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 知的財産基本法に定義されていますが、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権、回路配置権、その他の知的財産に関して法令に定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利があります。

[Q3 大学における知的財産としてはどのようなものが考えられますか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 研究活動により生じた発明や考案、著作、意匠はもとより、研究から生み出されたサンプル、ノウハウ（営業秘密）なども含めて多くのものが考えられます。さらに、その他として、大学の名称や愛称などが商標になります。

[Q4 大学名も知的財産として保護されるのですか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 商標として登録することができます。登録することにより、大学に関係の無い他の団体等が大学の許可を得ずに、勝手に大学名を使用することができなくなります。

[Q5 知的財産はすべて大学に届け出なければならないのでしょうか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 「知的財産立国」を目指すという国の方針のもと、学園においても知的財産を社会に還元するには、組織として管理したほうがより有効であるとの考えから、教職員がなした知的財産のうち、設置大学が研究費その他を助成して行う研究、または設置大学の施設設備を利用して行う研究の成果に係る知的財産は、権利取得の可能性、収益性、市場性及び費用対効果など総合的な判断により学園が承継することを決定した場合において、これを承継しています。詳細は、常翔学園知的財産ポリシー、常翔学園発明規定にてご確認ください。

【特許権についての Q&A】

[Q6 発明とはどのようなものをいうのですか。](#) [ページ先頭へ](#)

A. 発明とは、特許法上では、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう。」と定められています（特許法第2条1項）。したがって、自然法則自体は勿論、自然法則を利用しない暗号方法、計算方法や広告方法や、自然法則に反する永久機関などは発明とはいえません。技術的思想ですから、課題とその課題解決手段（方

法) および作用効果がなければならず、一定の反復可能性、客観性、実施可能性がなければなりません。創作とは、すでに存在するものの認識である発見であってはならないという意味です。高度のものというのは、作用効果が著しいことをいいますが、むしろこの要件は実用新案法で保護される考案との違いを明確にしようとしたものです。

Q7 特許権とはどのような権利ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 特許権とは、発明の保護及び利用を図ることにより発明を奨励して産業の発達に寄与する目的で、発明を公開した者に対して、一定の期間に限って当該発明を独占的に実施できる権利です。ただし、排他的独占権を付与する発明は、自然法則を利用した技術的思想のうち高度のものでなければならず、かつ、特許要件を充たすものでなければなりません。発明者が特許権を取得するには、自己の発明について特許庁に特許出願手続をし、審査を経て、特許権の設定登録を受けなければならず、設定登録後、原則として出願から20年間存続します(延長制度あり)。特許権者は、業として特許発明を実施する権利を専有することとなります(特許法第68条)。存続期間が満了した後は、誰でもその発明を利用することができます。

Q8 特許を受けるためには、どのような要件が必要ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 特許を受けるための要件としては、①産業上利用できる発明であること、②新規性があること、③進歩性があること、④同一の発明が先に出願されていないこと、⑤公序良俗または公衆の衛生を害するおそれがある発明でないこと、などがあります。

Q9 特許取得までの経緯はどのようなものですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 発明者またはその特許を受ける権利を承継した者が特許権を取得するには、願書に明細書、特許請求の範囲、必要な図面および要約書を添付して特許庁長官に提出しなければなりません(特許法第36条1項、2項)。願書は、特許権付与を申立てる書類であり、これには特許出願人の氏名または名称および住所または居所、発明者の氏名および住所または居所などを記載しなければなりません(同条1項)。明細書中の発明の詳細な説明の記載は、出願発明を公開する部分であり、技術文献としての役割を果たし、特許請求の範囲は特許権発生後においては権利書としての役割を果たすこととなります。願書が特許庁長官に提出されると、出願が特許庁に係属することになります。特許出願がなされると、特許庁において方式審査が行なわれ、出願から3年以内に出願審査の請求がなされた場合には特許要件を主とする実体審査がなされ(特許法第48条の3第1項)、審査の結果、拒絶理由がないと認められた場合には、特許査定を経て(同第51条)、特許料が納付された場合には、特許権の設定登録がなされ排他的独占権である特許権が発生することとなります。

Q10 出願前に学会等で発表した場合、問題が生じますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 発明者が、自己の発明について特許出願前に学会等で発表すると、前述の特許要件中の新規性を失うことになりますから、そのまま放置すると特許権を取得することはできません。しかしながら、学会での発表なども科学技術の発展に寄与するものであり、特許法の目的と共通することから、そのことにより例外なく特許権の取得を認めないとはしないで、一定の場合には新規性喪失の例外を特許法で規定(特許法第30条)しています。つまり、特許出願前に、自己の発明を試験したり、刊行物に発表したり、インターネット等により発表したり、一定の学術団体が開催する研究集会で文書により発表したり、発明者の意に反して新規性を失ったり、政府等開設の博覧会に出品することにより新規性を失った場合には、一定の期間(1年以内)に出願手続をすれば、なお新規性を失っていないものとされることになっています。これをグレース・ピリオドといいます。ただし、ヨーロッパでも特許権を取得したいと思うような発明については、ヨーロッパには、このグレース・ピリオドの制度がなく、ヨーロッパで特許出願する前に日本で学会発表した場合には、ヨーロッパでの特許権取得の途が閉ざされてしまいますので、やはり学会発表前に特許出願することが望ましいといえます。

Q11 発明者とは、誰を指しますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 発明者とは、発明を実際に創作した人をいいます。したがって、単にヒントやアドバイスを与えたり、資金を提供したにすぎなかった人は、発明を創作したことにはなりませんから、発明者ではありません。発明者には、特許を受ける権利という財産権と、発明者名誉権という人格権が認められることとなります。特に、設置大学が受託した委託研究の遂行において発明が生じた場合、委託先から発明者にしてほしいとの要望があった場合でも、委託研究において当該研究を担当するのは本学教員になりますので、委託先には発明者は存在しないことになります。

Q12 大学の研究による発明では、誰が発明者となるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の研究においては、教授、准教授、講師、助手など、大学との間に雇用関係がある者による発明のほか、大学院生や学部学生による発明があり、これらの人たちの共同発明もあります。誰が発明者となるかについては、前述の問題(「Q11 発明者とは誰を指しますか。」)に対する回答と同じで、単にアイデアやヒントを与えたり、資金を提供した人が発明者になることはありません。

Q13 職務発明とは何ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 職務発明とは、企業や大学や国のような使用者等の業務範囲に属する発明であって、その発明を完成するに至った行為が、従業者等の現在または過去の職務に属する発明をいいます（特許法第35条1項）。したがって、教職員の発明には、職務発明とそれ以外の発明があることになります。特許法は、職務発明に関する特許を受ける権利等については、予め使用者等に承継させる契約や学内での規定等の定めを有効であるとし、職務発明以外の発明については、使用者等が予め定めた条項は無効として、従業者等を保護しています（同条2項）。職務発明について、使用者等が特許を受ける権利等を承継したときには、従業者等は相当な対価を請求することができる権利を認められており（同条4項）、その相当な対価の算定基準は、使用者等と従業者等が協力して策定し、それに基づいて合理的に支払われなければならないとされています（同条5項）、そもそもそのような基準がない場合や、その支払方法が合理的でない場合には、承継を受けた使用者等がその発明により受けるべき利益の額と、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献および従業者等の待遇などの諸事情を考慮して定められなければならないものとされています（同条7項）。

Q14 なぜ発明規定が必要なのでしょう。 [ページ先頭へ](#)

A. 技術の社会への移転を目指して、大学の研究から産み出された知的財産等を、教育・研究機関としての大学の立場を堅持しつつ、産学官連携のもとで主体的・戦略的に保護・育成しその活用を図ることは、教育研究機関の重要な役割です。このことから、学園が知的財産等を保護・管理し、有効な活用を企画・推進する能力を有することを前提に、教員が大学で行った職務発明に係る特許権等のうち、学園が承継するものの範囲について見直しを行い、機関帰属を原則とすることが適切であると判断しています。（参考：2002年11月科学技術・学術審議会技術・研究基盤部会産学官連携推進委員会知的財産ワーキンググループ報告書）

Q15 職務発明の対象となる研究とは何でしょうか。 [ページ先頭へ](#)

A. 職務発明の対象となる研究とは、職務発明の要件を充たす研究開発のことです。具体的には、教職員がなした知的財産のうち、設置大学が研究費その他を助成して行う研究、または設置大学の施設設備を利用して行う研究の成果です。つまり、大学の研究者の発明であって、設置大学が契約当事者となっている委託研究や共同研究契約の実行研究者の発明が職務発明の要件を充足するだけでなく、広く研究者の専門領域の発明は職務発明であると現行特許法上は、解釈される余地もあります。なぜなら、職務発明の要件中の使用者等には学校法人が含まれており、またその職務も、「その発明を完成するに至った行為が現在又は過去の職務の属するもの」と規定して、必ずしも発明完成自体が職務でなければならないとはしておらず、その発明完成に至る研究開発が現在または過去の職務に属していたかどうかを問題にしているからです。

Q16 権利の帰属が大学となると発明者は損をしませんか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の教職員の発明について、それが職務発明である場合には、特許を受ける権利等を学園に帰属するように予約承継が特許法上で認められています。もちろん、使用者等である学園は、そのような予約承継が可能な場合でも、発明によっては、学園に帰属させず、教職員に特許を受ける権利を返還することもできますし、学園は通常発明の実施能力がないため、特許権を取得して利益を得られるのは権利自体の譲渡かライセンスが実現した場合であり、その場合には発明規定に定められている相当な対価請求が認められます。大学の教職員が自己の発明について特許出願して特許権を取得し、自ら実施したり、他人にライセンスして利益を得る場合と、どちらの利益が大きいかはケースにより異なります。

Q17 大学における教職員の発明の対価はどう決まるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 日本の多くの大学においては、職務発明規程（発明規定）が定められています。その規定に定められている職務発明に対する相当な対価の算定基準による支払方法が、特許法35条5項に基づいて不合理でない場合には、それによることとなります。それによる支払方法が不合理である場合には、裁判所によりその発明により使用者が得られる利益とその発明との関係で使用者が果たした負担や貢献等を考慮して算定されなければならないものとされています。一般的に、対価の支払方法は、出願補償、登録補償そして実績補償という3段階に分けて支払われる傾向には変わりはありません。ただし、企業のような発明の実施能力を有しない大学における場合には、自社実施による実績補償はありません。

Q18 特許権収入はどのように配分されますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 特許権収入とは、特許権を譲渡して得られる収入と、ライセンス収入に分かれます。特許権収入の分配方法については、特許法上の規定はありませんので、あくまでも当事者に委ねられます。学園では、常翔学園発明規定に特許権収入の配分について規定しています。

Q19 大学を卒業したり、退職した後も権利は保障されますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の学生については、そもそも職務発明としての取扱いがなされないため、卒業後の学生について問題となるのは、職務発明であるかどうかに関わらず、大学に特許を受ける権利を自主的に承継した場合の取扱いが問題となります。その場合には、その承継時の契約に従って処理されることになります。また、大学を退職した教職員については、予約承継を発明規定で定めていますので、例えば、出願補償、登録補償そして実績補償については、規定に基づきそれぞれが支払われることとなります。

Q20 大学に届けずに権利化となった特許はどうすればいいですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の教職員の発明であって大学に届けられない場合には、それが職務発明である場合と、職務発明でない場合とで異なった取扱いとなります。学園が職務発明と判断した場合は、教職員がこれを学園に届けず自ら特許権を取得した場合には、これを単に契約違反（債務不履行）と考えて、学園は、教職員に対して、特許権を返還するよう請求することができることとなります。学園が職務発明でないとして判断した場合には、このような問題は生じることはありません。

Q21 共同研究・委託（受託）研究で生じた発明の扱いはどのようになるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 共同研究・委託（受託）研究を開始する前に、まず設置大学と企業等との間で契約を締結します。契約の中で、発明等の知的財産の帰属について、共同研究の場合は原則共有、受託研究の場合は原則学園というように扱っています。（ただし、受託研究の場合でも、企業等の貢献により共有できるようにしています。）共同出願契約等の条件については、個別の発明ごとに企業等との話し合いのうえ取り決めます。これら契約に関する業務は、設置大学研究支援担当部署が担当し、知的財産管理担当のサポートのもと企業等との交渉や手続を行います。

Q22 不実施補償とは何ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 不実施補償とは、通常、企業と大学等の発明を実施する能力のない組織が共同研究をする際に、将来その成果である発明の実施能力を有する一方が、その実施により利益を得た場合に、発明の実施能力を有しない一方に対して、その利益の一部を還元することを補償することをいいます。通常、企業と大学等の共同研究（条件によっては委託研究を含む）により発明が生じた場合には、大学等は、そもそも発明を実施する能力がなく、それによる利益を享受することができないため、研究費等の確保の手段として、企業等に対して不実施補償を求めるケースが多くあります。

Q23 不実施補償がないと企業との契約ができないのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 前述のように、不実施補償は、むしろ大学等の実施能力のない組織が、共同研究（条件によっては委託研究を含む）の締結にあたり、実施能力のある企業等に対して要求するものです。したがって、研究者と連絡をとりながら学園と企業等と合意できる点を見つけるまで交渉することになります。

Q24 奨学寄附金による研究から生まれた発明の扱いはどのようになるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 職務発明として学園帰属になり、発明等の届出が必要です。発明等の内容によって学園が承継して学園単独で特許出願するか、発明者個人に帰属させるか又は寄附元と学園との共同出願にするか等が判断されます。発明等の届出を行わず、発明者が寄附元に譲渡することは発明規定に違反します。

Q25 特許等の知的財産に関する相談は研究のどの段階で行うのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 学会・論文発表する場合はもちろんのこと、研究のどのような過程であっても、特許について気軽にご相談ください。特許相談には、設置大学の研究支援担当部署が対応いたします。

Q26 先行特許はどのように調べればよいのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 先行特許調査は、特許等の権利取得の可能性を見極めるだけでなく、先生ご自身の研究分野にどのような技術が存在しているかを調査・確認するために大変重要な研究プロセスです。学園では、発明等の届出にあたって質の向上を確保するため、発明者自身による先行特許調査にご協力いただいております。特に特許庁の[特許情報プラットフォーム \(J-PlatPat\)](#) は技術用語によるキーワード検索が無料でできますので、ぜひ活用してみてください。

Q27 大学での試験、研究では、他人の特許を無断で使用できるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 特許権は排他的独占権ですが、特許法は特許権の効力が及ばない範囲を定めています。試験、または研究のための実施は、技術発展のために必要であり、特許権者の利益を害することもないので、特許権の効力は、試験または研究の効力のためにする特許発明（特許を受けている発明）には及ばないものとしています（特許法第69条1項）。「試験または研究のために」とは、試験または研究としての意味です。特許発明の改良を目的（ただし、技術の進歩の目的とする行為）としてなされるもののみでなく、無効審判を請求するための試験または研究も含まれます。試験または研究の結果生産されたものを業として販売する行為については特許権の効果が及び、特許権の侵害になりません。

Q28 他大学に移籍したり定年退職又は卒業（修了）等で大学から発明者が出て行く場合、発明に関連してどのような手続きが必要ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の教職員が他大学に移籍した場合や定年退職する場合であっても、相当な対価請求権自体に影響はありません。また、学生についても同様です。ただし、住所、口座等の変更が生じた場合は、学園に届けてください。

【その他の知的財産についてのQ&A】

Q29 「意匠」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 意匠、すなわちデザインといわれるものですが、意匠法の上で保護される場合、物品の形や状態、模様、色彩が組み合わせられて作られる、「見た目の美しさ」が求められます。したがって、例えば「外見からはわからない」デザインはどのように保護すれば良いのか工夫をする必要があります。また「びっくり箱」のように形が変わるデザインも意匠法で保護されます。ただ、意匠も発明と同じで公知になると保護されませんので、管理には発明同様に十分に注意してください。ただし、一定の条件のもとでは、秘密性を保つことができます。

大学は、「意匠」が生まれてくる宝庫です。しかし、その命は短く、また多種多様であるため、データベースとして管理されずに放置されることが多いのです。意匠についてのご不明な点はお気軽にご相談ください。意匠相談には、設置大学の研究支援担当部署が対応いたします。

Q30 「商標」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 商標とは、商品やサービスにつけるマークをいいます。商標になるものとしては、文字・図形・記号やそれらの組み合わせ又は、動き、ホログラム、音、位置、色彩などがあり、学園の名前である商号も商標になります。学園においては、「大学名」、「中学校・高校名」、「校章」、「シンボルマーク」などの商標権を取得しています。制服、校章バッジ、ユニフォーム、公開資料、関連グッズなどに使用する際に、誤った使用により大学の「偽のブランド・イメージ」を、うっかりして、作り上げないようにしなければなりません。また、インターネットの時代ですから、「呼称」が他者によって不正に使われたり、さらには、教育・研究の海外展開を計画する際に、そのマークの使用が制約されたりすることもあります。

Q31 「営業秘密」とはどのようなものですか。大学はどのような関わりがありますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 営業秘密とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法、その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であって、公然と知られていないものとされています。事業体として大学は、そのような情報が交差する中心にいます。なぜならば、大学から転出していく者、そして、退職していく者との関係、大学に転入してきて者との関係、共同研究の成果を論文発表・特許出願するときの企業との関係、さらには、インターンシップによる学生や院生が活動したときの関係、社会人の学生を受け入れるときに生じる関係など、大学が営業秘密にかかわる機会が多いのです。特に、研究成果、経営情報、学生等個人情報、求人情報などの中に営業秘密の範囲が隠されていることがあるのです。もう一度、大学の社会的使命とその責務に照らし合わせて、大学における情報管理を徹底する必要があります。

Q32 著作権とはどのような権利ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 著作権の概念の中に、著作者人格権と著作財産権を含めて、一元的に構成する国もありますが、日本国著作権法は、著作者の権利として著作者人格権および財産権としての著作権に分ける（著作権法第17条1項）二元的構成をとっています。著作権とは著作財産権を意味します。

著作権は著作物を排他的独占的に利用する権利であります。著作者は、著作物を自ら出版したりすることは少ないので、著作権とは自己の著作物を他人が利用することについて許諾を与えたり、禁止する権利であるとも言われます。特許権は、特許出願して特許庁の審査を受け、設定登録によって発生しますが、著作権は、国が関与することなく、著作物の創作と同時に発生する無方式主義を採用しています（同第17条2項）。特許権は絶対的な排他的独占権ですが、著作権は相対的な排他的独占権です。著作権は他人が模倣した場合には効力が及びますが、他人が独自に作成したものがたまたま同じ著作物であった場合には効力が及びません。

Q33 著作権が制限されるのは、どのような場合ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 著作権は、著作物を排他的独占的に利用する権利ですので、他人の著作物を利用する場合には、原則として著作者の許諾が必要であり、無断で利用することは著作権の侵害になりますが、著作権法は一定の場合に限って著作権を制限しています。著作権法は、教育のための利用、公共のための利用等のように著作物を特定の目的のために利用するときには著作権の効力を制限して、著作物を自由にできる場合を著作権法30条以下に規定しています。これには、私的使用のための複製、図書館等における複製、教科用図書等への掲載等があります。著作権が制限されるからといって、著作者人格権まで制限されるものではありません。（著作権法50条）

Q34 図書館、コンビニに設置されている文献複写機で著作権者に無断でコピーすることができますか。 [ページ先頭へ](#)

A. 他人の著作物であっても、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（「私的使用」という）を目的とするときは、その使用をする者は複製することができます（著作権法第30条1項柱書）。複製をすることができるのは複製物を使用する本人に限られています。図書館に設置されている文献複写機でのコピーは、著作権者の許諾を必要とする場合がありますので、当該図書館にて確認をお願いします。コンビニに設置されている文献複写機でのコピーは、例外として、私的使用のための複製である限り、著作権者に無断でも著作権を侵害しません。以上をまとめますとつぎのとおりです。

①図書館に設置されている文献複写機でのコピー

当該図書館にご相談ください。

②コンビニに設置されている文献複写機でのコピー

現在の法律では、私的使用に限って著作権を侵害せずコピーできます。

Q35 他人の著作権を引用する場合に留意すべき点は何ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 公表された著作物は、引用して利用することができます。「この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」（著作権法第32条1項）と規定されています。引用とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部または一部を自己の著作物中に採録することであるといわれています。

引用の要件としては、①引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物が明瞭に区別されていること、②引用して利用する側の著作物が主であり、引用されて利用される側の著作物が従であることを要するものが裁判例です。主従の関係は、引用の目的、両著作物の性質、内容、分量等によって判断されます。この(1)明瞭区別性、(2)主従関係のほか、(3)引用の必要性・必然性、(4)引用する分量は必要最小限であることを要件とする見解もあります。なお、引用されて利用される側の著作物の出所を明示しなければならないとしています（同48条1項1号）。

Q36 著作者人格権とはどのような権利ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 著作者は、財産権である著作権とともに著作者人格権を享有します（著作権法第17条1項）。著作者人格権は著作権と同様に登録することなく権利が発生します（無方式主義）。著作者人格権は著作者がその著作物について有する人格的利益の保護を目的とする権利です。

著作者人格権は著作者の一身に専属し、譲渡することができません（同第59条）。したがって、著作者が死亡すれば著作者人格権は消滅します。しかし、著作権法は著作者の死亡後においても、著作者が生存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない旨定めています（同第60条）。著作者人格権として、①公表権（同第18条）、②氏名表示権（同第19条）、③同一性保持権（同第20条）があります。同一性保持権とは、著作者がその著作物および題号の同一性を保持するもので、意に反して、その変更、切除その他の改変を受けない権利をいいます。著作物を改変する場合には、著作者の同意が必要ですが、著作物の性質ならびにその利用の目的および機能に照らしてやむをえないと認められる程度の場合には同意の必要はありません（同第20条2項）。

Q37 職務著作とは何ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 著作権法15条1項は、法人その他使用者（法人等）の発意に基づき、その法人等の業務に従事するものが職務上作成する著作物で、その法人等が自己の著作の名義のもとに公表するもの著作者は、その作成のときにおける契約・勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人とする旨規定しています。これは、職務上作成された著作物について、一定の要件のもとで法人等を著作者とするものです。

著作権者の要件としては、①法人等の発意に基づくものであること、②法人等の業務に従事するものが職務上作成するものであること、③法人等が自己の著作の名義のもとに公表するものであること（法人等の名義で公表する予定であること）、④著作物作成時における契約等において、作成者を著作者とするような別段の定めがないことを要します。プログラムの著作物については、上記要件のうち、③は必要でないこととなります（著作権法第15条2項）。これらの要件を備えたときには、法人等が著作者として、著作者人格権および著作権を享有します。

【出願の手続き、企業との共同研究等についてのQ&A】

Q38 出願にはどのくらいの費用がかかりますか、それは自己負担ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 国内特許の出願には、特許庁への納付費用は1.4万円ですが、弁理士等への支払い手数料等（技術分野、難易度、発明内容のボリューム等により異なり、弁理士との合意により決定されます。）が25～45万円程度かかります。実用新案の場合は、1.4万円、20～40万円、意匠の場合は1.6万円、5～15万円、商標の場合は、1.2万円、5～15万円程度、それぞれかかります。

負担については、通常、学園帰属となった場合には学園負担、発明者個人に返還され個人帰属となった場合には個人負担となります。

Q39 外国出願の方法について、教えてください。JSTの支援があると聞きましたが、どのような内容ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 外国への出願は、通常、国内の出願を行ってから1年以内に行います。外国へ直接出願する方法（パリ条約ルートといいます）と日本の特許庁（受理官庁）に出願したい外国名を指定して国際出願する方法（PCTルートといいます）があります。後者の場合、日本語で出願でき、指定した外国すべてに出願した効果を得ることができます。ただし、日本出願の日（優先日）から原則30ヶ月以内に最終的に権利を取得したいと考えた国の指定する言語に翻訳した翻訳文を提出する必要があります。両ルートとも特許として認められるかどうかは、最終的には各国特許庁の実体的な審査に委ねられています。

外国への出願には高額な費用が必要となります。科学技術振興機構（JST）では、大学等の研究機関のみが出願人となる国内基礎出願に基づく外国への出願に係る費用を支援する制度があります。制度の相談には、設置大学の研究支援担当部署が対応いたします。

Q40 企業との共同研究、委託研究に学生を参加させる際の学生の処遇（学生との契約等）はどうすればよいでしょうか。 [ページ先頭へ](#)

A. 学生は、大学の被雇用者ではありませんから、直接はもちろん暗黙裡にも参加を強制することはできません。参加させるに当たっては事前にそのメリットと義務を十分説明し、予め参加の希望を確認しておくことが必要になります。すなわち、共同研究、委託研究への参加は、豊富な研究費、情報をもとに、先端的研究に参加でき、貴重な研究経験と実りある研究成果が得られやすいなどの研究者としてのメリットがある一方、研究成果については、権利譲渡、秘密保持義務等が課せられているデメリットも説明します。その上で参加を希望するか否かについて学生個人の意思を確認し、学生が自由な選択をなすう情況にて参加の意思表示を確認したのち、企業との契約において課せられている義務（知的財産権の譲渡及び秘密保持）の遵守に関する誓約書の提出を求めます。アルバイトとして雇う場合には雇用契約に企業との契約において課せられている義務を規定しておく必要があります。

一方、企業に対しては、学生が協力者として参加することに事前に了解を得ておきます。

【学生との関係等についてのQ&A】

Q41 大学は学生の発明等を当然に承継できるのですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 学生は、通常、教職員とは異なり大学の教職員に適用される発明規定の対象外にあります。したがって、前述のようなケースで予め学生から知的財産権の譲渡に関する誓約書等をもってある場合を除き、大学は学生の発明を当然には承継できません。

学生から発明等について権利譲渡を受けるには、個別に譲渡についての同意を得る必要があります。同意が得られた場合には、大学と当該学生との間で譲渡契約を締結します。譲渡契約には、通常、大学側の義務として譲渡対価の支払い、譲渡を受けて出願したが、その後、審査請求をしない等、特許化を断念する際の学生への権利返還（希望した場合）等、学生側の義務として秘密保持義務（特許出願が公開されるまでの間）等が盛り込まれます。

Q42 大学教員と学生との共同発明の場合、学生の権利はどうしたらよいですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 成果に学生が単なる実験者として寄与したにすぎないかアイデア提供者としても寄与しているかによって扱いが異なります。前者の場合にも、学会発表・論文発表の場合の発表者としての名誉が学生に与えられることが多いようですが、後者の場合は、財産権の保有者としての権利にも十分配慮する義務が生じます。これは特許法、著作権法がアイデア提供者（発明者）・創作者に権利を与えているからです。特許の場合、持分は発明に対する寄与をベースに発明者間の協議により決められますが（決めていない場合は均等）、持分は報償金等の利益配分のベースになりますので慎重に決定する必要があります。また、教職員と学生の共同発明が認定されると、当該発明の特許出願は共同でなければなりません。したがって、特許出願は、大学の教職員の発明を学園が承継し、前項の手続きを踏んで学生の持分について学園が承継した場合は、学園の単独出願となり、学園が承継しない場合は、大学の教職員と学生個人が共同出願を行うことになります。

Q43 研究室内での秘密情報の管理には、どのような注意が必要ですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 研究室には、アイデア段階のもの、初期の研究成果の芽、発表前の研究成果のまとめ、特許出願前の発明内容、特許出願後公開前の特許明細等の種々の秘密情報が存在します。これらは漏洩すると困りますが、かといって企業のように厳重な管理体制をしくのは、大学の特質上困難です。しかしながら産学連携にかかわる情報に関しては、大学が法的に企業に対し秘密保持義務を負うケースが多く、民事上の問題とならないように慎重な取り扱いを要します。具体的には、他の情報との明確な区別（秘密の表示を付すこと）、秘密情報の管理（アクセス制限。アクセス者を担当者等に限る、鍵のかかるキャビネットに保管する等）など、詳しくは「学校法人常翔学園学外機関との研究における秘密情報管理規定（学園662）」を参照ください。とくに、学園では産学連携にかかる研究に学生を関与させる場合、また当該研究に係らないがその研究室に所属する学生については、知的財産権譲渡、秘密保持に関する誓約書の提出を求めます。

Q44 産学連携を行っている教員、学生、ポスドクなどがうっかりと技術情報を漏らしてしまった場合、大学はどこまでの責任を取るべきですか。 [ページ先頭へ](#)

A. 大学の被雇用者である教員と、大学の被雇用者でない学生・ポスドクとでは若干相違します。前者の場合は、大学の過失としての大学に民事上の責任が生じます。後者の場合は被雇用者ではなく協力者の位置づけですが、まず、学生等の協力を得ることが契約に明文化されているか否かが問題となります。明文化されていない場合には大学の責任を問われる範囲が広がります。もちろん明文化されていたとしても学生等は教員の指揮命令下にいますから責任（少なくとも選任・監督責任）は免れることはできません。さらに学生等の過失に対する責任が契約にどのように規定されていたかも関係します。協力者の違反に関してすべて責任を負うと規定されていた場合は、教員と同じこととなります。企業との契約時に協力者の起用及び大学の責任範囲について話しあっておくことが重要です。